

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】秘書課秘書係

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税管理システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	受領書発送、返礼品発送、ワンストップ特例申請管理等	
記録項目	1 氏名 2 住所 3 電話番号 4 メールアドレス 5 寄附日 6 寄付金額 7 支払方法 8 返礼品目等	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（令和 6 年 1 1 月 6 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 公有財産管理課・財産管理係

個人情報ファイルの名称	防災集団移転促進事業で購入した土地一覧	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部公有財産管理課	
個人情報ファイルの利用目的	防災集団移転元地の維持管理及び利活用（売却・貸付け）管理に使用するため	
記録項目	購入した土地の地番、面積、購入者氏名、購入者住所、購入金額、契約締結日、現在の利用状況	
記録範囲	防災集団移転促進事業で購入した土地の所有者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 5 年 1 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・管理係

個人情報ファイルの名称	市税等収納管理システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納管理のため	
記録項目	1 納税義務者情報（氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、性別、続柄、郵便番号、住所、電話番号、個人番号、世帯番号、世帯員、関連者）、2 課税収納情報（課税額、収納額）、3 異動更正情報、4 還付履歴、5 口座情報、6 納管人情報、7 送付先情報、8 納付書発行履歴	
記録範囲	市内外在住の市税等が課税されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、課税台帳システム、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	個人住民税課税台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の賦課決定業務を行うため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 世帯構成 8 勤務先 9 勤務先電話番号 10 収入 11 所得 12 控除 13 税額 14 扶養者 15 専従者	
記録範囲	南相馬市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人 親族 給与支払報告者 年金機構 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市民課 社会福祉課 長寿福祉課 税務署 他市町村 年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 0 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	市民税申告書	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の賦課決定業務を行うため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 電話番号 8 個人番号 9 世帯主氏名 10 勤務先 11 収入 12 所得 13 控除 14 扶養者専従者	
記録範囲	1月1日時点に南相馬市に住所を有する者及び1月1日時点で居住の実態にある者	
記録情報の収集方法	本人 親族 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署 他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 0 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	給与支払報告書、異動届	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の賦課決定業務を行うため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 電話番号 8 個人番号 9 世帯主氏名 10 勤務先 11 収入 12 所得 13 控除 14 扶養者専従者	
記録範囲	1月1日時点に南相馬市に住所を有する者及び1月1日時点で居住の実態にある者	
記録情報の収集方法	本人 親族 給与支払報告者 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署 他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課 (所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和4年12月19日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	税務LANシステム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の賦課決定業務を行うため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 世帯構成 8 電話番号 9 個人番号 10 世帯主氏名 11 勤務先 12 収入 13 所得 14 経費 15 税額 16 控除 17 扶養者 18 専従者	
記録範囲	1月1日時点に南相馬市に住所を有する者及び1月1日時点で居住の実態にある者	
記録情報の収集方法	本人 親族 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署 他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和4年12月20日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	法人税課税台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人市民税賦課業務のため。	
記録項目	1 法人基本情報（法人名、本店所在地、支店名、支店所在地、代表者名、電話番号、設立年月日、事業年度、従業員数、資本金額、産業分類） 2 異動情報 3 申告情報（事業年度別課税額） 4 担当税理士情報 5 送付先情報	
記録範囲	市内に事業所を設立・設置している法人	
記録情報の収集方法	法人・税理士・法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課 （所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 0 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	申告書（確定・予定）、設立・解散届、異動届、更正請求	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	法人市民税賦課業務のため。	
記録項目	1 法人基本情報（法人名、本店所在地、支店名、支店所在地、代表者名、電話番号、設立年月日、事業年度、従業員数、資本金額、産業分類） 2 登記履歴事項 3 定款記載事項 4 申告情報（事業年度別課税額） 5 担当税理士情報 6 送付先情報	
記録範囲	市内に事業所を設立・設置している法人	
記録情報の収集方法	法人・税理士・県税部・法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 0 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税賦課業務のため。	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所、4 郵便番号 5 個人番号 6 電話番号 7 異動情報 8 車両基本情報（標識番号、車種、車名、所有形態、型式、年式、車体番号、総排気量、初度検査年月、課税区分）	
記録範囲	賦課期日時点で定置場が南相馬市にある者	
記録情報の収集方法	本人 親族 代理人 代理店 軽自動車協会 他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市民課 社会福祉課 他市町村 県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 1 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税賦課決定業務を行うため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 世帯構成 8 社会保険加入有無 9 収入 10 所得 11 控除 12 税額 13 扶養者 14 専従者	
記録範囲	南相馬市に住所を有する国民健康保険有資格者	
記録情報の収集方法	本人 親族 給与支払報告者 年金機構 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市民課 社会福祉課 長寿福祉課 税務署 他市町村 年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課 (所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 1 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 税務課・市民税係

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税簡易申告書	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	南相馬市に住所を有する国民健康保険有資格者	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 郵便番号 5 年齢 6 性別 7 電話番号 8 個人番号 9 世帯主氏名 10 勤務先 11 収入 12 所得 13 控除 14 扶養者専従者	
記録範囲	1 月 1 日時点に南相馬市に住所を有する者及び 1 月 1 日時点で居住の実態にある者	
記録情報の収集方法	本人 親族 代理人 納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署 他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 1 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	家屋台帳ファイリングシステム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税課税に係る家屋情報の把握のため	
記録項目	1 家屋所有者の氏名、2 家屋所有者の住所、3 家屋図面 ※所有者の情報は新築当時のものが記載	
記録範囲	南相馬市内の物件（家屋）及びその新築時の所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、現場調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	家屋図面データ	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税課税に係る家屋情報の把握のため	
記録項目	1 家屋所有者の氏名、2 家屋の所在住所、3 家屋図面 ※所有者の情報は新築当時のものが記載	
記録範囲	南相馬市の物件（家屋）及びその新築時の所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	減免集計表	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の減免に係る情報の集計を行うため	
記録項目	1 義務者個人番号、2 氏名、3 住所、4 固定資産税減免額、5 固定資産税算出税額、6 固定資産税減免後税額	
記録範囲	南相馬市税条例第71条第1項に基づく減免申請者、南相馬市税条例第71条第1項第3号の適用となる固定資産所有者	
記録情報の収集方法	固定資産税減免申請をした固定資産税納税義務者、固定資産税課税台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和4年12月23日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	公用申請（戸籍等）リスト	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	公用申請をするため	
記録項目	1 氏名、2 世帯主・筆頭者、3 住所・本籍、4 生年月日、5 請求先自治体の郵便番号・住所・担当部署	
記録範囲	市内外公用申請対象者	
記録情報の収集方法	住民記録情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市民課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	登記済通知書閲覧システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	登記済通知書の電子データを閲覧、印刷し、課税事務の処理状況を記録するため	
記録項目	1 物件所有者の氏名、2 物件所有者の住所、3 所有物件の登記情報（所在地、地目または建物種別、地積または建物面積、抵当権や地上権の設定の有無）、4 DV被害の有無、5 課税事務の処理状況や評価に係る特記事項	
記録範囲	登記情報に変更のあった物件及びその所有者	
記録情報の収集方法	法務局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課 (所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	登記全筆全棟データ	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	現在の登記情報を確認し、課税事務に利用するため	
記録項目	1 物件所有者の氏名、2 物件所有者の住所、3 所有物件の登記情報（所在地、地目または建物種別、地積または建物面積、抵当権や地上権の設定の有無）	
記録範囲	登記のある全物件及びその所有者	
記録情報の収集方法	法務局からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	都市計画課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	納税通知書発送リスト	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の納税通知書を発送するため	
記録項目	1 物件所有者の氏名、2 物件所有者の住所、3 納税管理人または相続人代表者の氏名、4 納税管理人または相続人代表者の住所、5 固定資産税支払いの口座情報、6 固定資産税年税額	
記録範囲	南相馬市固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	固定資産税課税台帳、前年度の納税通知書再送付先リスト	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	納税通知書再送付先リスト	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	返戻のあった固定資産税の納税通知書を再発送するため	
記録項目	1 物件所有者の氏名、2 物件所有者の住所、3 納税管理人または相続人代表者の氏名、4 納税管理人または相続人代表者の住所、5 固定資産税支払いの口座情報、6 固定資産税年税額	
記録範囲	南相馬市固定資産税の納税義務者	
記録情報の収集方法	固定資産税課税台帳、前年度の納税通知書再送付先リスト、避難者等情報管理システム、自治体への戸籍や住民票情報の照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	死亡者マスター	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡した南相馬市固定資産所有者の相続人調査のため	
記録項目	1 被相続人個人番号、2 被相続人氏名、3 被相続人死亡日、4 被相続人住所、5 口座名義人、6 相続人続柄、7 相続人氏名、8 相続人郵便番号・住所、9 相続人個人番号	
記録範囲	死亡した南相馬市固定資産の所有者及び相続人	
記録情報の収集方法	固定資産税課税台帳、自治体への戸籍や住民票情報の照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	住民登録外作成リスト	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産所有者の相続人登録や、所有権移転処理で使用する住民登録外個人番号を作成するため	
記録項目	1 個人番号、2 世帯番号、3 氏名、4 住所、5 共有者氏名、6 共有者個人番号、7 対象物件	
記録範囲	住民登録外個人番号作成の対象者	
記録情報の収集方法	本人または代理人、登記情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課	
	(所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税を賦課するため	
記録項目	1 物件所有者の氏名、2 物件所有者の住所、3 納税管理人または相続人代表者の氏名、4 納税管理人または相続人代表者の住所、5 固定資産税支払いの口座情報、6 固定資産税課税情報（所在地、地目または建物種別、地積または建物面積、評価額、課税標準額、税額）	
記録範囲	南相馬市内の全物件（土地、建物）及びその所有者	
記録情報の収集方法	本人または代理人、現場調査、登記情報、建築確認申請の情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	福島地方法務局相馬支局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	り災証明書受付簿兼発行台帳	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	り災証明書申請者数等の把握のため	
記録項目	1 申請者情報（申請者氏名、申請者住所）、2 被害家屋所有者情報（所有者個人番号、所有者氏名、家屋所在地）、3 住家・非住家区分、4 被害判定、5 世帯人数	
記録範囲	市内外在住のり災証明書申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、課税台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	建築住宅課、社会福祉課、生活環境課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	り災証明書（非住家）発行システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	り災証明書（非住家）発行のため	
記録項目	1 申請者（所有者）情報（所有者氏名、所有者住所、家屋所在地、用途、構造、床面積）、2 被害判定	
記録範囲	市内家屋所有の申請者（所有者）	
記録情報の収集方法	本人（所有者）、代理人、課税台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	建築住宅課、生活環境課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課・資産税係

個人情報ファイルの名称	り災証明書発行システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	り災証明書発行のため	
記録項目	1 申請者世帯情報（氏名、生年月日、住所、世帯員、続柄、年齢、性別）、2 被害判定	
記録範囲	市内外在住のり災証明書申請者世帯全員	
記録情報の収集方法	本人（世帯主、世帯員）、代理人、課税台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	建築住宅課、社会福祉課、生活環境課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南相馬市総務部総務課	
	（所在地）〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成（ 年 月 日更新）

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】税務課収納係

個人情報ファイルの名称	市税滞納管理システム	
行政機関等の名称	南相馬市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課	
個人情報ファイルの利用目的	市税の滞納管理のため	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 住所 4 居所 5 郵便番号 6 性別 7 続柄 8 電話番号 9 個人番号 10 納付折衝・交渉の記録 11 生活保護受給者情報 12DV被害者情報	
記録範囲	市内外在住の市税課税者全員	
記録情報の収集方法	課税台帳システム、本人、親族、国県市町村税務機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署 県税事務所 他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南相馬市総務部総務課 (所在地) 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

令和 4 年 1 2 月 2 3 日作成 (年 月 日更新)